

○一般土木工事における「受注者希望型」の場合の特記仕様書

(週休2日制での施工について)

- 1 本工事は、「週休2日制促進工事」(以下本条において「週休2日制促進工事」という。)であり、「神栖市が発注する週休2日制促進工事の試行要領」(以下「要領」という。)第4条第2号に規定する受注者希望型を適用する。
- 2 週休2日制に取り組む場合は、受注者の希望に基づき、要領第3条に定める完全週休2日制又は4週8休制(月単位)のいずれかの形式を受発注者協議により決定する。なお、形式決定後の変更はできないものとする。
- 3 前項により、要領第2条に規定する週休2日制での施工をすることとなった受注者(以下本条において「受注者」という。)は、週休2日制での施工に当たり、要領第5条に基づき、予め実施工程を立て、工事着手までに監督員と協議すること。なお、完全週休2日制の場合は、年末年始休暇及び夏季休暇を従前通り確保したうえで、全ての土曜日及び日曜日を現場閉所日とし、4週8休制(月単位)の場合は、月単位で28.5%(2/7)の日数を現場閉所日とすること。(2/7未満又は2/7を超えた現場閉所日は設定しないこと。)また、実施工程を定めた結果、契約工期内に工事を完成できないことが判明した場合、受注者は、建設工事請負契約書第18条、第22条及び第24条の規定による工期の延長変更を請求することができる。
- 4 受注者は、週休2日制による施工について、下請企業等の理解を得たうえで実施すること。
- 5 受注者の都合により、要領第5条に基づき設定した現場閉所日に工事等を行おうとする場合、受注者は、事前に監督員と協議のうえ振替現場閉所日を設定すること。完全週休2日制の場合は、振替現場閉所日は同一週内において設けることを原則とするが、土曜日の振替現場閉所日は翌週内に設けることも可とする。なお、ここでいう「週」については、日曜日から始まり土曜日で終わる一連の7日間の単位として取り扱うこととする。4週8休制(月単位)の場合は、現場閉所日と同じ月単位の範囲内で設けることを原則とするが、月単位の最終週にあっては、翌月の第一週内に設けることも可とする。
- 6 受注者は、週休2日制で施工することについて、土木工事保安対策技術指針に基づき設置する標示板(工事中看板)及び工事説明看板において標示すること。なお、この標示に要する費用については、設計変更の対象外とする。
- 7 受注者は、適宜、次の各号に掲げる書類等を監督員に対し提示し、現場閉所の実績について確認を受けること(工事完成通知書の提出までに、全ての確認を受けること)。
 - (1) 工事現場の労働者の勤務状況がわかる書類(月間・週間工程表、作業日報等)
 - (2) 下請企業等の労働者については、当該工事における当該下請企業の作業期間及び内容等がわかる書類(作業日報等)
 - (3) 月単位で現場閉所日の割合が把握できる書類(4週8休制(月単位)のみ、前2号に基づき現場閉所日を集計した資料等)
- 8 現場閉所日確保率に応じ、労務費、共通仮設費率及び現場管理費率等に補正係数を乗じた設計変更を行う。なお、現場閉所日確保率とは、工事着手日から工事完了日までの期間の土曜日、日曜日のうち、実際に現場閉所ができた日数の割合とするが、詳細については「週休2日制促進工事における経費補正等基準(一般土木工事編)」による。

現場閉所日確保率	月単位	週単位（完全週休2日（土日））
労務費に対する補正係数	1.02	1.02
共通仮設費率に対する補正係数	1.01	1.02
現場管理費率に対する補正係数	1.02	1.03

現場閉所日確保率

※市場単価方式（土木工事標準単価）による積算に当たっては、「週休2日制促進工事における経費補正等基準（一般土木工事編）」に示す補正係数を乗じる。

9 工事成績評定においては、休暇の拡大に向けた取組について評価する。

○一般土木工事における「発注者指定型」の場合の特記仕様書

(週休2日制での施工について)

- 第〇条 本工事は、「週休2日制促進工事」(以下本条において「週休2日制促進工事」という。)であり、「神栖市が発注する週休2日制促進工事の試行要領」(以下「要領」という。)第4条第1号に規定する発注者指定型を適用する。
- 2 受注者は、要領第2条に規定する週休2日制での施工にあたり、要領第5条に基づき、予め実施工程を立て、工事着手までに監督員と協議すること。なお、完全週休2日制の場合は、年末年始休暇及び夏季休暇を従前通り確保したうえで、全ての土曜日及び日曜日を現場閉所日とし、4週8休制(月単位)の場合は、月単位で28.5%($2/7$)以上の日数を現場閉所日とすること。(($2/7$ 未滿又は $2/7$ を超えた現場閉所日は設定しないこと。) また、実施工程を定めた結果、契約工期内に工事を完成できないことが判明した場合、受注者は、建設工事請負契約書第18条、第22条及び第24条の規定による工期の延長変更を請求することができる。
 - 3 受注者の都合により要領第5条に基づき設定した現場閉所日に工事等を行おうとする場合、受注者は、事前に監督員と協議のうえ振替現場閉所日を設定すること。完全週休2日制の場合は、振替現場閉所日は同一週内において設けることを原則とするが、土曜日の振替現場閉所日は翌週内に設けることも可とする。なお、ここでいう「週」については、日曜日から始まり土曜日で終わる一連の7日間の単位として取り扱うこととする。4週8休制(月単位)の場合は、現場閉所日と同じ月単位の範囲内で設けることを原則とするが、月単位の最終週にあっては、翌月の第一週内に設けることも可とする。
 - 4 受注者は、週休2日制による施工について、下請企業等の理解を得たうえで実施すること。
 - 5 受注者は、週休2日制で施工することについて、土木工事保安対策技術指針に基づき設置する標示板(工事中看板)及び工事説明看板において標示すること。なお、この標示に要する費用については、設計変更の対象外とする。
 - 6 受注者は、適宜、次の各号に掲げる書類等を監督員に対し提示し、現場閉所の実績について確認を受けること(工事完成通知書の提出までに、全ての確認を受けること)。
 - (1) 工事現場の労働者の勤務状況がわかる書類(月間・週間工程表、作業日報等)
 - (2) 下請企業等の労働者については、当該工事における当該下請企業の作業期間及び内容等がわかる書類(作業日報等)
 - (3) 月単位で現場閉所日の割合が把握できる書類(4週8休制(月単位)のみ、前2号に基づき現場閉所日を集計した資料等)
 - 7 本工事においては、予定価格の算定に当たり、労務費に1.02、市場単価方式(土木工事標準単価)による積算に「週休2日制促進工事における経費補正等基準(一般土木工事編)」に示す補正係数、共通仮設費率に1.02、現場管理費率に1.03の補正係数を乗じているが、週休2日制での施工を達成できなかった場合は、当該補正を解除(設計変更減)する。なお、詳細については「週休2日制促進工事における経費補正等基準(一般土木工事編)」による。
 - 8 工事成績評定においては、休暇の拡大に向けた取組について評価する。